



FTA コラム
～FTA の基礎知識～

Ver. 1.5

2024年3月1日 更新

株式会社 東京共同トレード・コンプライアンス

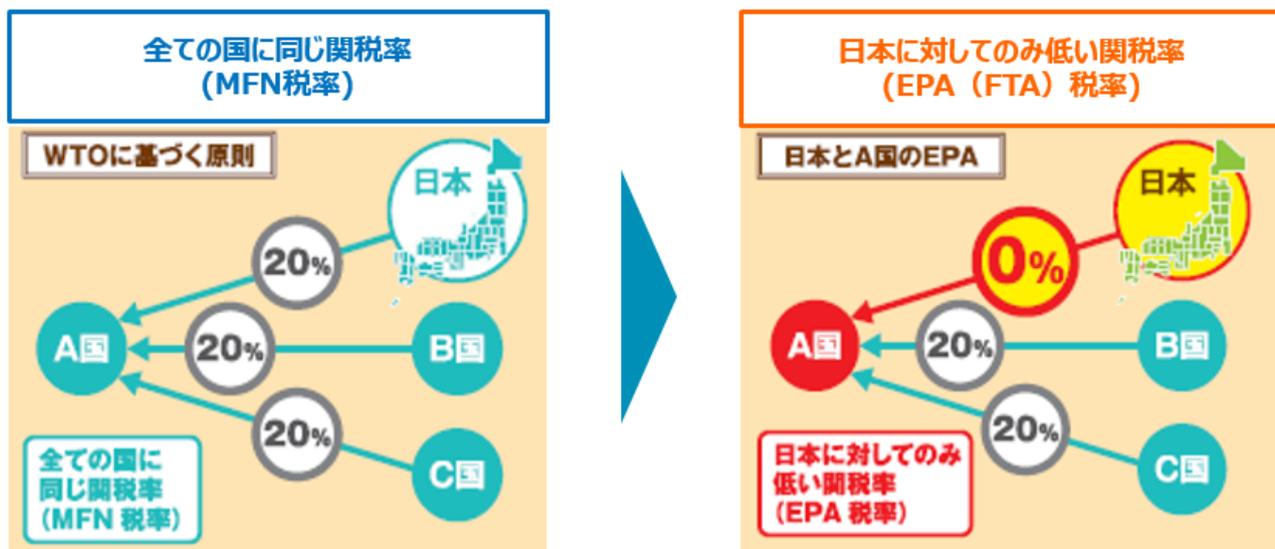
目次

1. FTA の概要	
<u>1-1. FTA(EPA)とは</u>	…p.3
<u>1-2. FTA 活用時の重要ポイント</u>	…p.3
2. 証明方法	
<u>2-1. 第三者証明と自己証明</u>	…p.4
<u>2-2. 輸出品・構成品</u>	…p.6
<u>2-3. 同意通知とサプライヤー証明書</u>	…p.6
3. 生産場所の確認	
<u>3-1. 「自社工場で原産資格を与える十分な生産をしていますか」について</u>	…p.7
4. 原産品の基準	
<u>4-1. カテゴリーについて</u>	…p.8
5. 品目別原産地規則	
<u>5-1. CTC・VA とは</u>	…p.9
<u>5-2. 品目別原産地規則の注意点</u>	…p.12
6. 書類の準備	
<u>6-1. 保存書類について</u>	…p.13
<u>6-2. サプライヤー証明書について</u>	…p.14
7. JAFTAS と日商システム	
<u>7-1. JCCI(日商)への判定依頼や同意通知の操作フローについて</u>	…p.15
<u>参考資料</u>	…p.17

1. FTA の概要

1-1. FTA(EPA)とは

FTA (Free Trade Agreement 自由貿易協定) ≒ EPA (Economic Partnership Agreement 経済連携協定) とは、国や地域同士での、貿易・投資・人の移動など幅広い経済関係の強化を目指した協定で、**輸入時の関税を引き下げる**枠組みを含みます。輸出入の際に利用すると、通常よりも低い関税率を適用できます。



出所：入門ガイド 貿易のコスト削減 ～トクするFTA活用法～（経済産業省）、外務省HP

*JAFTAS は、FTA において日本の原産品であることを証明するシステムです。JAFTAS では調査対象品が日本で生産されていることを前提に調査を進めていただきます。

1-2. FTA 活用時の重要ポイント

FTA を活用するためには**輸出品が原産品である**事を証明する必要があります。

FTA における原産品とは、下記 3 点をすべてクリアするもののみを言います。

原産品の 3 つのルール

- ・日本国内で最終製造・加工がされている
- ・FTA で定められた原産のルール（= **品目別原産地規則**）をクリアしている
- ・原産のルール（= **品目別原産地規則**）をクリアしていることが**根拠書類**で証明されている

FTA を活用するためには、正しい製品の生産情報をもとに原産品を適切に証明する必要があります。

▶ルールを守らなかった場合

FTA を活用する上でルールを守らなかった場合、後日の調査（検認）で判明した際には、**減免された関税の追徴・罰則の対象**となる可能性があります。

輸入者 … 輸入国税関から免除されていた関税差額/延滞金/罰金を課される可能性

輸出者 … 輸入国税関から他の原産品申告書の検認、以後の審査の厳格化、
日本国内法での罰則を科される可能性

2. 証明方法

2-1. 第三者証明と自己証明

FTA では、輸入国によって利用できる協定・対応方法が異なります。

▶ 第三者証明制度

日本商工会議所（日商）が輸出品の原産性の判定を行い、原産地証明書を発給する制度です。（日商手続きについては、後述の [7. JCCI\(日商\)への判定依頼や同意通知の操作フロー](#) をご参照ください。）

▶ 自己証明制度

自己証明制度では日商は介さず、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成します。

輸入国	協定		輸入国	協定	
	第三者証明	自己証明		第三者証明	自己証明
マレーシア	日マレーシア、日アセアン、RCEP	TPP11	オーストラリア	日オーストラリア、RCEP	日オーストラリア、TPP11、RCEP**
タイ	日タイ、日アセアン、RCEP		ニュージーランド	RCEP	TPP11、RCEP**
フィリピン	日フィリピン、日アセアン、RCEP		ペルー	日ペルー	TPP11
ベトナム	日ベトナム、日アセアン、RCEP	TPP11	メキシコ	日メキシコ	TPP11
ブルネイ	日ブルネイ、日アセアン、RCEP	TPP11	チリ	日チリ	TPP11
シンガポール	日シンガポール*、日アセアン、RCEP	TPP11	カナダ		TPP11
ミャンマー	日アセアン		アメリカ合衆国		日米貿易協定*
ラオス	日アセアン、RCEP		EU		日 EU
カンボジア	日アセアン、RCEP		スイス	日スイス	
インドネシア	日インドネシア、日アセアン、RCEP		イギリス		日英
インド	日インド		中国	RCEP	
モンゴル	日モンゴル		韓国	RCEP	

*日シンガポール、日米貿易協定は JAFTAS 非対応

**RCEP 協定の自己証明は JAFTAS 非対応

▶HS 年版について

各協定では利用する HS 年版が定められています。輸出時の HS コードとは異なる場合もありますのでご注意ください。

- HS2002 … 日チリ、日フィリピン、日ブルネイ、日マレーシア、日メキシコ
- HS2007 … 日インド、日スイス、日ベトナム、日ペルー
- HS2012 … 日オーストラリア、日モンゴル、TPP11
- HS2017 … 日タイ、日 EU、日英、日アセアン、日インドネシア
- HS2022 … RCEP

※以下の協定は HS 年版が変更になりました。

日タイ協定：HS2002⇒HS2017（2022年1月1日より）

RCEP 協定：HS2012⇒HS2022（2023年1月1日より）

日アセアン協定：HS2002⇒HS2017（2023年3月1日より）

日インドネシア協定：HS2002⇒HS2017（2024年2月5日より）

2-2. 輸出品・構成品

FTA では、調査対象品が輸出品か構成品かによって手続きの流れが異なります。

JAFTAS では、輸出品/構成品の区別は調査依頼元が実施し、指定された状態で依頼が送信されます。

荷姿	解説	イメージ
輸出品	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象品そのものが輸出品となるケース ● 海外で完成車を製造するために輸出する自動車部品だけでなく、例えば、海外における修理、部品の定期交換のために輸出する自動車部品も、輸出品に含む 	
構成品	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象製品を材料として、日本国内で別の製品に作り上げるケース ● 日本国内で完成車を製造するための材料(自動車部品)だけでなく、例えば、日本国内でエンジンを製造する場合のバルブやスパークプラグなどの材料も、構成品に含む 	

2-3. 同意通知とサプライヤー証明書

前述した証明方法（第三者証明/自己証明）と荷姿（輸出品/構成品）によって JAFTAS での回答が異なります。

		日商への判定 依頼手続き	第三者証明		自己証明		補足
			輸出品	構成品	輸出品	構成品	
1	同意通知	必要	○	-	-	-	同意通知期限 (※必須)
2	サプライヤー証明書 (輸出品)	- (不要)	-	-	○	-	有効期限 (任意)
3	サプライヤー証明書 (構成品)	- (不要)	-	○	-	○	有効期限 (任意)

3. 生産場所の確認

3-1. 「自社工場で原産資格を与える十分な生産をしていますか」について

FTA を利用するには基本的に日本(※1)で原産資格を与える十分な生産を行っている必要があります。

仕分、梱包などのような軽微な作業のみでは十分な生産行為とみなさず、原産資格を与えない旨が各協定で規定されており、それらを超える生産行為を行っていることを確認した上で画面上の「はい」を選択してください。

各協定の生産の定義は「原産資格調査(D) 編集」画面「 生産行為・生産場所に関する要件」ボタンから確認できます。

(1) 生産と特惠基準 ①生産内容の確認

■ 生産内容の確認

自社工場で原産資格を与える十分な生産をしていますか* はい いいえ

生産工場検索  生産行為・生産場所に関する要件

生産工場名* 生産工場住所*

＜参照＞ 操作マニュアル
D) 原産資格調査の機能
D2-1) [「原産資格調査\(D\) 編集」画面](#)

生産行為・生産場所に関する要件

生産とは

◆生産場所に関する要件◆
原産品となるには日本で生産されていなければなりません。最終生産工程完了後に日本国外に運び出された商品は原産資格を喪失します。日本国外に運び出されていないことをご確認ください。

◆生産行為に関する要件◆
下記に該当する作業のみでは十分な生産行為とみなされず、原産資格が与えられません。下記を超える生産行為を行っていることをご確認ください。(※CTCルール、SPルールの場合)
<第三十一条>

原産資格を与えることとしない作業
製品については、次の作業が行われることのみによって、附属書二に定める完成分類の変更又は製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。
(輸送又は保管) 良好な状態に保存することを確保する作業 (乾燥、冷

◆生産内容の確認に関して

各協定における生産の定義をこちらで確認できます。生産要件を満たさない場合は、特惠基準(※2)を満たしていても原産資格が認められない可能性があります。

(※1)【生産場所に関する要件】

協定によっては締約国内・域内での生産も認められていますが、JAFTAS では調査対象品が日本で生産されていることを前提に調査を進めていただきます。

(※2)特惠基準については次ページ上部を参照ください。

*ご不明な点がございましたらサポートデスクまでご連絡ください。

4. 原産品の基準

4-1. カテゴリーについて

まず、画面の項目名にも使われている「特惠基準」とは、経済連携協定に定められた特惠関税（貿易において特別に関税を優遇すること）を適用するための基準のことです。

(1) 生産と特惠基準 ②適用原産地規則の選択

原産品の基準※

品目別原産地規則※

非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則

完全生産品

原産材料のみから生産される産品

非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則

詳細	原文
CTH	CTH, MaxNOM50/レ-セト(EXW)
MaxNOM 50%	CTH, MaxNOM50/レ-セト(EXW)

原産品の基準は多くの協定でカテゴリーA、B、Cの3種類です。

完全生産品（カテゴリーA）

材料をもとのもとまで辿っても全て原産材料であるもの
例) 農林水産品

原産材料のみから生産される産品（カテゴリーB）

一次材料（産品の最終生産に直接使用する材料）全てが原産材料であるもの
→こちらを選択した場合、全ての材料において原産性の証明（サプライヤー証明書）が必要です。

非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則（カテゴリーC）

一次材料（産品の最終生産に直接使用する材料）に非原産材料（※1）が含まれているが日本国内で実質的な製造・加工がされており品目別原産地規則（※2）をクリアするもの
ほとんどの工業製品の場合は「非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則」に該当するため、JAFTASではこちらが初めに表示されます。

▶日メキシコ協定、日チリ協定を利用する場合

前述のカテゴリーA、B、Cの基準に加え、カテゴリーDの基準があります。JAFTASでは便宜上、原産品の基準の「非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則」を選択した先の「品目別原産地規則」の欄に、カテゴリーDを表示する仕様となっております。

「非原産材料を使用して～」を選択

(1) 生産と特惠基準 ②適用原産地規則の選択

原産品の基準※

品目別原産地規則※

非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則

完全生産品

原産材料のみから生産される産品

非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則

詳細	原文
SP	使用される非原産材料の工業的工工程
カテゴリーD/VA45% (控除方式)	[第29条 原産品 1(d)]当該締約国(第六三類までの産品を除く。)で、料について次のいずれかの理由し、附属書二に定めがある場合を

カテゴリーD はここから選択

（※1）非原産材料とは、原産性を証明していない材料のことを指します。国外から仕入れた材料のほか、日本のサプライヤーから仕入れた材料であっても、原産性を立証できていなければ非原産材料扱いになります。

（※2）品目別原産地規則とは、産品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するルールで、CTCルールやVAルールを指します。（参照：[5.品目別原産地規則](#)）

*ご不明な点がございましたらサポートデスクまでご連絡ください。

5. 品目別原産地規則

5-1. CTC・VA とは

品目別原産地規則（PSR）とは、製品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するルールの中で、協定ごと・HS コードごとに定められています。ここでは、多くの工業製品で用いられている CTC ルールと VA ルールについて解説します。

JAFTAS では、調査対象品（JAFTAS で調査依頼を受けた製品）の HS コードと協定から自動的にその製品の品目別原産地規則を表示します。

(1) 生産と特惠基準 ②適用原産地規則の選択

CTCルール

原産品の基準※ 非原産材料を使用して生産される製品/品目別原産地規則

品目別原産地規則※

	詳細	条件	前提条件	
<input type="radio"/>	CTH	-	-	第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又
<input type="radio"/>	VA40%(控除方式)	-	-	第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又

VAルール



HS コードは各協定で定められた年版（参照 [▶HS 年版について](#)）を使用する必要があります。

HS コードについての詳細、確認方法については JAFTAS ホームページの [HS LAB](#) をご参照ください。

CTC ルール（関税分類変更基準）

製品とその製品の材料の HS コードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたとみなすルールです。

CTC ルールの変更のレベルは 3 種類あります。

CC（他の類の材料からの変更）…製品と材料の HS コード**上二桁**の内、一桁でも番号が異なっている

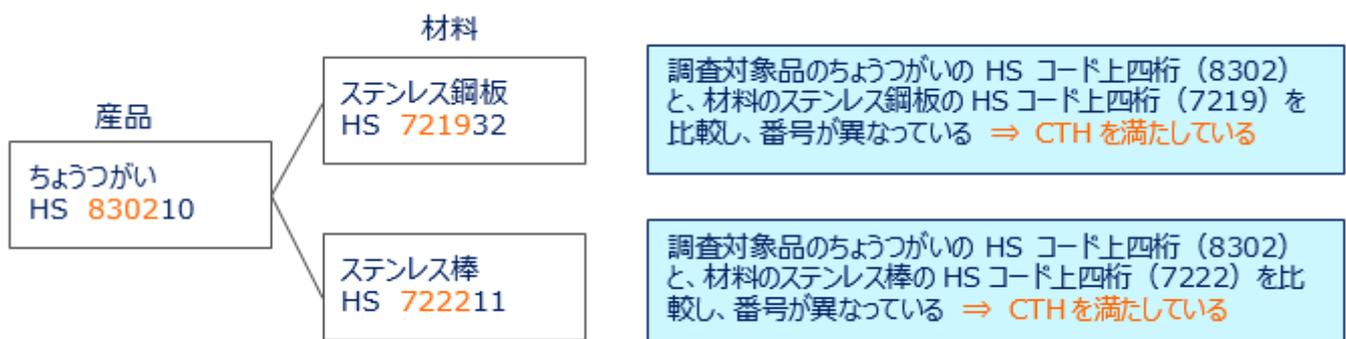
CTH（他の項の材料からの変更）…製品と材料の HS コード**上四桁**の内、一桁でも番号が異なっている

CTSH（他の号の材料からの変更）…製品と材料の HS コード**上六桁**の内、一桁でも番号が異なっている

*製品を構成する全ての材料が CTC ルールを満たしている必要があります。

例) 原産性を確認したい「ちょうつがい」の品目別原産地規則が CTH の場合

ちょうつがいを構成する全ての材料（ステンレス鋼板・ステンレス棒）が CTH を満たしているため、ちょうつがいは原産品と言える



VA ルール（付加価値基準）

製造・加工において付加された価値（原産資格割合）が、基準値以上の場合に実質的な製造・加工が行われたとみなすルールです。

計算方法は複数あり協定によって定められておりますが、多くの協定で用いられているのが控除方式です。算出した原産資格割合が協定で定められている基準値を上回っていれば、VA ルールを満たしていることになります。

控除方式

$$\frac{\text{FOB(EXW)} - \text{VNM}}{\text{FOB(EXW)}} \times 100 \geq \text{基準値}$$

原産資格割合

- *FOB = 船積み時の価格。本船渡し価格。
FOB が不明な場合は EXW で代用が可能（日 EU 協定を除く）、または生産者から取引先への販売価格も可。
- *EXW = 工場出し価格
- *VNM = 非原産材料費の合計

例) 産品「ちょうつがい」の EXW が 1,000 円、非原産材料費が 300 円（ステンレス鋼板 200 円・ステンレス棒 100 円）、協定で定められている基準値が 40%の場合

原産資格割合は、 $\{(1,000 - 300) \div 1,000\} \times 100 = 70\%$

原産資格割合が 70%は基準値の 40%を上回っているため、このちょうつがいは原産品と言える

<日 EU 協定の場合>

日 EU 協定においては、FOB を用いるか EXW を用いるかによって計算式が異なります。

RVC（前述の控除方式と同じ）

$$\frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \geq \text{基準値}$$

原産資格割合

MaxNOM

$$\frac{\text{VNM}}{\text{EXW}} \times 100 \leq \text{基準値}$$

EXW に占める VNM の割合

EXW に占める VNM の割合が、基準値を下回っていれば VA ルールを満たしていることになります。

(1) 生産と特惠基準		(2) 適用原	
原産品の基準*		非原産材料を使用	
品目別原産地規則*			
	詳細	条件	
<input type="radio"/>	CTSH	-	
<input type="radio"/>	MaxNOM 50 %	-	
<input type="radio"/>	RVC 55 %	-	

例)

RVC55% : 原産資格割合が 55%を上回っていれば良い

MaxNOM50% : EXW に占める非原産材料の割合が 50%を下回っていれば良い

▶「社内基準値」について

同じ産品を繰り返して VA ルールを利用して出荷する場合には、FOB/EXW 価格や材料費の変動が起きても原産資格を失っていないか注視する必要があります。

そのため JAFTAS では多少の価格変動にも耐えられるように、協定で定められている基準値よりも余裕を持たせてより厳しい社内基準値を設定することが可能です。

例) 協定基準値 40%の場合、社内基準値は +5%の 45%とする

社内基準値は <企業情報> メニューより設定した値が自動的に表示されますが、各画面で手入力により上書きも可能です。

5-2. 品目別原産地規則の注意点

▶CTC・VA の選択基準について

製品によっては、品目別原産地規則に CTC ルール・VA ルールが両方利用可能な場合があります。その場合、社内状況や調査対象品を考慮し、自社で原産資格調査を行い易い方を選択いただく事を推奨いたします。

各ルールの特徴は以下の通りです。

	メリット	デメリット
CTC ルール	・同一産品を継続的に調査する場合、HS コードは変動がないため確認工数が少ない	・構成品の HS コードを全て調べなければならない
VA ルール	・自社で製品別原価計算を行っている場合、単価算出・単価管理の負担が比較的小さい ・規定の原産資格割合を超えれば、すべての構成品について HS コードを確認する必要がない	・同一産品を継続的に調査する場合、価格変動の可能性があるため確認工数が多い

例) 構成品の価格の確認が困難な場合 ⇒ CTC ルール
構成品の点数が多く、全ての HS コードを確認する事が困難な場合 ⇒ VA ルール

*ご不明な点がございましたらサポートデスクまでご連絡ください。

▶青色で表示されている品目別原産地規則以外を選択する場合

JAFTAS が原産性を自動判定する機能は、青色で表示されている品目別原産地規則のみに適用になります。白色の品目別原産地規則を選択する場合は、システム外（※）で手動判定する手順になります。

詳しくは操作マニュアル [D2-1\) \[原産資格調査\(D\) 編集\] 画面](#) をご参照ください。

（※）JAFTAS で原産性の判定が行えない調査対象品の原産資格情報等を、手動で JAFTAS へ取り込むこと。

▶CTC/VA をクリアしない場合

CTC/VA の基準をクリアしない場合は、構成品が原産品であること（＝原産材料）を証明する必要があります。⇒構成品のサプライヤー（仕入先）へ調査を依頼し、「**サプライヤー証明書**」を入手するのが一般的です。

※サプライヤー証明書の発行には原産資格調査の工数が発生します。仕入先にサプライヤー証明書発行を依頼する際は、仕入先の負担を減らす為にも必要以上に依頼しないよう注意が必要です。

また、僅少/許容限度（デミニマス）、累積等の**救済規定**を利用する事で基準をクリアできる場合もあります。※救済規定の対象品目や利用方法などは協定や調査対象品によって異なります。利用する際は必ず事前に各協定で定められている基準をご確認ください。

*サプライヤー証明書の依頼方法や救済規定について等、ご不明な点がございましたらサポートデスクまでご連絡ください。

6. 書類の準備

6-1. 保存書類について

▶社内保管資料

原産資格調査を行う際には、まず生産情報が記載された**根拠書類を裏付ける資料**（＝**社内保管資料***）を収集する必要があります。

社内保管資料は、使用する品目別原産地規則に応じた原産資格調査の裏付け資料となるものを準備します。

*社内保管資料の例

- ・総部品表
- ・製造工程フロー図
- ・各材料・部品の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）
（VA の場合）
 - ・製造原価計算表
 - ・材料単価、生産コスト等の算出根拠書類
（帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等）

※上記はあくまで一例ですので、使用した品目別原産地規則や社内状況に合わせた書類をご用意ください。

▶対比表/計算ワークシート

社内保管資料を基に原産資格調査を行い、CTC ルールを使用した場合は**対比表**、VA ルールを使用した場合は**計算ワークシート**を作成します。

JAFTAS にて構成情報を入力し原産資格調査を完了させた場合、入力された情報を基に自動で対比表/計算ワークシートが作成されます。

作成された対比表/計算ワークシートは、[原産資格調査(D) 詳細] 画面にて確認・ダウンロードが可能です。

JAFTAS 外で原産資格調査を行い、対比表/計算ワークシートを作成する場合は、経済産業省「[原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示](#)」をご参照ください。

▶根拠書類の保存期間

サプライヤー証明書発行にあたり、②調査対象品の品目別原産地規則に基づいて作成した根拠書類（対比表・計算 WS）と ①それを裏付ける資料 を各協定で定められている期間、保存しておく必要があります。

*納品先が継続的に輸出を行っている場合、保存期間は最後の輸出から起算しますのでご注意ください。

*起算日は協定によって異なりますので、詳細については各協定条文をご確認ください。

5 年間		4 年間	3 年間
日メキシコ協定	日インド協定	日 EU 協定	日ブルネイ協定
日マレーシア協定	日ペルー協定	日英協定	日アセアン協定
日チリ協定	日オーストラリア協定		日スイス協定
日タイ協定	日モンゴル協定		日ベトナム協定
日インドネシア協定	TPP11 協定		RCEP 協定
日フィリピン協定			

6-2. サプライヤー証明書について

サプライヤー証明書とは、原産資格調査を行った産品が原産品であることを記した証明書です。原産資格調査の結果に基づいて作成し、必要に応じて納品先等に提出します。

▶ サプライヤー証明書の発行手順

- ① 生産情報を確認する(前述の**社内保管資料***の収集)
- ② ①で収集した資料を基に原産資格調査を行う(**根拠書類 = 対比表・計算 WS**の作成)
- ③ サプライヤー証明書を発行する

▶ サプライヤー証明書の記載内容について

一般的なサプライヤー証明書の記載内容は以下の通りです。

- ① 基本情報
作成日、有効期限等
- ② 作成者情報
企業情報、作成者氏名等
- ③ 誓約情報
利用協定名、
調査対象品が原産品であることを証明する旨の記載
- ④ 生産情報
原産資格調査で使用した調査対象品情報

サプライヤー証明書 (構成品) ①																					
作成日: 2021 年 9 月 16 日 サプライヤー証明書 (構成品) No. C0000006166-A0000000073																					
各位																					
<table border="1"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>丸の内製作所 2</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>東京都千代田区丸の内 1-1-1</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>管理者</td> </tr> <tr> <td>部署名</td> <td>営業部</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>03-000-0000</td> </tr> </table>		氏名又は名称	丸の内製作所 2	住所	東京都千代田区丸の内 1-1-1	氏名	管理者	部署名	営業部	連絡先	03-000-0000										
氏名又は名称	丸の内製作所 2																				
住所	東京都千代田区丸の内 1-1-1																				
氏名	管理者																				
部署名	営業部																				
連絡先	03-000-0000																				
<p>弊社の下記産品は、日アセアン包括的経済連携協定に基づく原産品であることを証明いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。 ● 証明内容の過ち、コストの変化、構成部材の変更等により、下記産品の原産性が失われることが判明した場合、速やかに通知いたします。 ● 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関（第三者証明制度を利用した輸出の場合、以下同じ）より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して、弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたします。 ● 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関からの要請があった際には、輸出者または輸入者が輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して本証明内容を開示することに同意いたします。 																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記 ④</th> </tr> <tr> <th>荷姿</th> <th>構成品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品名 (英)</td> <td>engine / engine</td> </tr> <tr> <td>品名 (日)</td> <td>- / エンジン</td> </tr> <tr> <td>製造番号・型番</td> <td>engine-00 / engine-00</td> </tr> <tr> <td>HSコード</td> <td>840731</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>VA40%(控除方式)</td> </tr> <tr> <td>生産者会社名</td> <td>丸の内製作所 2</td> </tr> <tr> <td>生産工場名</td> <td>高知工場</td> </tr> <tr> <td>生産工場住所</td> <td>高知県高知市四万十町 1-1-1</td> </tr> </tbody> </table>		記 ④		荷姿	構成品	品名 (英)	engine / engine	品名 (日)	- / エンジン	製造番号・型番	engine-00 / engine-00	HSコード	840731	判定基準	VA40%(控除方式)	生産者会社名	丸の内製作所 2	生産工場名	高知工場	生産工場住所	高知県高知市四万十町 1-1-1
記 ④																					
荷姿	構成品																				
品名 (英)	engine / engine																				
品名 (日)	- / エンジン																				
製造番号・型番	engine-00 / engine-00																				
HSコード	840731																				
判定基準	VA40%(控除方式)																				
生産者会社名	丸の内製作所 2																				
生産工場名	高知工場																				
生産工場住所	高知県高知市四万十町 1-1-1																				

JAFTAS 外でサプライヤー証明書を作成する場合は、経済産業省「[原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示](#)」をご参照ください。

JAFTAS で作成されるサプライヤー証明書の詳細については、操作マニュアル [A19\) サプライヤー証明書](#) をご参照ください。

▶ JAFTAS のサプライヤー証明書作成機能について

JAFTAS では、システム上で原産資格調査を作成、構成情報等を入力すると、入力された情報を基に自動的に根拠書類（対比表・計算 WS）とサプライヤー証明書が作成※されます。

また、「回答方法：サプライヤー証明書」と表示されている場合、作成したサプライヤー証明書を依頼者に提出する必要があります。（参照：操作マニュアル [A8\) 回答方法について](#)）

システム上で原産資格調査を作成した場合、サプライヤー証明書は自動的に回答内容に添付されます。

作成されたサプライヤー証明書は、[調査回答・回答送信(A) 詳細] 画面にて確認・ダウンロードが可能です。

*サプライヤー証明書は「回答方法：サプライヤー証明書」の場合のみ作成されます。

*英語版サプライヤー証明書のダウンロードも可能です。＜調査依頼・回答送信(R)＞もしくは＜調査回答・回答送信(A)＞のステータスが「承認済」になると依頼者・回答者双方でダウンロードできるようになります。

詳細については、操作マニュアル [A19\) サプライヤー証明書【英語版サプライヤー証明書について】](#) をご参照ください。

7. JAFTAS と日商システム

7-1. JCCI(日商)への判定依頼や同意通知の操作フローについて

調査依頼を受けた対象品の回答方法が「同意通知」の場合には、JAFTAS 操作の途中で日商システム(※1)を通じて判定依頼(※2)と同意通知(※3)の手続きが必要です。その手順を解説します。



(※1)正式名称は第一種特定原産地証明書発給システム。

(※2)輸出産品が原産品であるかの判定を日商が行うための申請手続きのこと。

(※3)判定依頼承認後に発行された「原産品判定番号」を輸出者が証明書の発給申請のために利用することを「同意」する旨を日商へ「通知」する手続きのこと。同意通知を終えると輸出者は証明書の発給申請が可能になる。

手続きの流れは以下の通りです。

1 JAFTAS で「JCCI 審査依頼前 承認」をクリックする操作まで完了させる

原産資格調査(D)のステータスは「JCCI 審査中」であることをご確認ください。

2 日商システムを通じて判定依頼を行う

JAFTASは日商システムと連動していないため、判定依頼の操作手順に関しては日商のマニュアル (https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=27) をご参照ください。

▶ JAFTASから出力したTSVファイルを判定依頼に使用する場合

判定依頼の際、JAFTASから出力したTSVファイルを日商システムへ取り込むことで産品情報の入力を簡略化することが可能です。TSVファイルの出力手順は以下の通りです。

- ① [原産資格調査(D) 詳細] 画面『(4)JCCI関連情報』部右側の「TSV出力」をクリックします。
- ② TSVファイルの文字コードを「UTF-8」へ変更します。
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/utf8.pdf>
- ③ 日商システムへTSVファイルをアップロードします。アップロード手順は、操作マニュアル [D9\)JCCIシステムへアップロードする](#)をご参照ください。



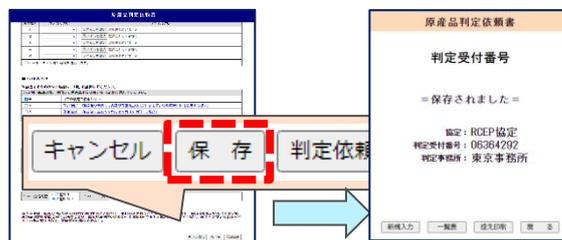
▶ 根拠書類の出力について

判定依頼時に日商へ送付する根拠書類は JAFTAS [原産資格調査(D) 詳細] 画面最下部「根拠書類ダウンロード」より出力できます。

▶ 判定受付番号が記載された根拠書類を日商へ提出したい場合

判定依頼時に発行された判定受付番号を JAFTAS から出力される根拠書類へ記載してから日商へ提出する場合の手順は以下の通りです。

- ① 日商システムの「原産品判定依頼書」を入力したら、根拠書類は添付せずに画面右下の「保存」をクリックして判定受付番号を先行取得します。

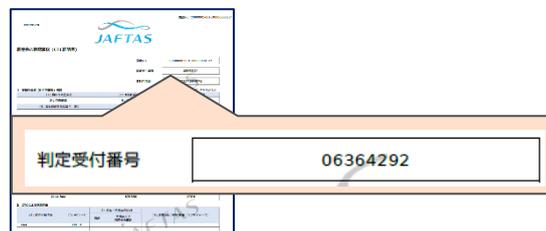


出典：日本商工会議所 第一種特定原産地証明書発給システム

②JAFTAS に戻り、[原産資格調査(D) 編集] 画面『(4)JCCI 関連情報』部へ日商判定受付番号を入力し、画面最下部の「一時保存」をクリックします。



③ [原産資格調査(D) 詳細] 画面最下部「根拠書類ダウンロード」をクリックして根拠資料をダウンロードし、先程入力した判定受付番号が反映されているのを確認します。



④日商システムに戻り、根拠書類をアップロードし判定依頼書を提出してください。

3 日商システムを通じて同意通知を行う

日商より原産品であることの判定を取得したら、日商システムを通じて同意通知を行います。同意通知の操作手順については日商のマニュアル (https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=41) をご参照ください。

4 JAFTAS に戻り操作を再開

診断結果別かんたんガイドの続きから操作を再開してください。
日商システムで取得した日商判定番号や同意通知期限を登録します。

*ご不明な点がございましたらサポートデスクまでご連絡ください。

お気軽にお問合せください **JAFTAS サポートデスク**



03-5219-8761



jaftas_support@tktc.co.jp

平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00を除く)

参考資料

より深く知りたい方は各機関の HP・資料もご参照ください。

▶ 品目別原産地規則をより深く理解したい場合

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-事前準備編（日本商工会議所発行）

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

▶ JCCI での判定依頼等、手続きの方法を知りたい場合

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編（日本商工会議所発行）

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf

▶ 自己証明制度について知りたい場合

日 EU・EPA 解説書（JETRO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

TPP11 解説書（JETRO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

▶ 各協定の品目別原産地規則を確認したい場合

品目別原産地規則ポータル（財務省）

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>